

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成21年4月14日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量作業）
- 2 作業期間 平成20年11月20日から平成21年3月27日まで
- 3 作業地域 佐賀市、小城市並びに杵島郡江北町及び白石町